

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないとといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を發揮していないとの指摘がなされているところであります。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上が亡くなっています、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって、国及び関係機関におかれましては、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

### 記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、  
衆議院議長、参議院議長

## F A X 送 信 票

平成26年6月16日発信

あ て 先	<b>北海道合同法律事務所 弁護士 中島 様</b> FAX番号 (011) 231-1785
発 信 者	<b>苫小牧市議会事務局 議事課 (担当) 今野</b> T053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 Tel 0144-32-6790 (直) FAX 0144-33-1839 (直)
件 名	陳情の審査結果について
枚 数	A4 2 枚 B4 枚 計 2 枚 (含:本票)
連 絡 事 項	<p><input type="checkbox"/> 後ほど、こちらからお電話いたします。  <input type="checkbox"/> FAX到着後、折り返しお電話をお願いいたします。  <input type="checkbox"/> お電話しませんが、よろしくお願ひいたします。  <input type="checkbox"/> その他連絡事項</p> <p>いつも大変お世話になっております。</p> <p>先ほど、高橋様から電話にて御連絡いただきました結果を、送付いたしますのでよろしくお願ひいたします。</p>